

## 三田松聖高等学校 育英奨学生規程

### (目 的)

第1条 この規程は、三田松聖高等学校（以下「本校」という。）に入学後、日々の学習に熱心に取り組み、学習成果を顕著に上げた生徒に対し湊川相野学園が奨学金を支給し、その努力の継続を支援することを目的とする。

### (資 格)

第2条 奨学生の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学後、実用英語技能検定（以下「英検」という。）準2級以上を取得した者またはこれに準ずる資格・検定を取得した者
- (2) 入学前に英検準2級以上を取得しており、学力奨学生と決定されていない者
- (3) 奨学生がこの資格を有する期間、本校の他の奨学金制度と重複して受給することはできない。

### (申請及び決定)

第3条 奨学金を受けようとする者は、「三田松聖高等学校育英奨学生申請書」に合格を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 校長は申請書を受理したときは、「三田松聖高等学校育英奨学生決定通知書」を交付する。

### (支 給)

第4条 奨学生には、次のとおり奨学金を支給する。

英検ランク	月 額
準1級以上取得者	20,000円
2級取得者	10,000円
準2級プラス取得者	7,000円
準2級取得者	5,000円

### (支給期間)

第5条 奨学金を支給する期間は、申請書を受理した翌月から該当奨学生の最短の修業年限までとする。

(支給方法)

第6条 奨学金の支給は、校長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に振込送金の方法により行うものとする。

(取消)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、校長は奨学生の資格を取り消すことができる。

- (1) 就学の継続が不可能なとき。
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき。
- (3) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、2024年(令和6年)6月1日に施行し、2024年(令和6年)4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2026年(令和8年)4月1日に変更実施する。

変更箇所(第2条(3)の追加)

(第4条 奨学金支給額の変更)